

平成 24 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規定は、非常勤スタッフ就業規則第 5 章に基づき、非常勤スタッフの給与に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規定は非常勤スタッフとして採用された者に対して適用する。

2 アルバイトスタッフは、別基準とする。

(給与)

第 3 条 給与は月給制とする。

(通勤交通費)

第 4 条 通勤交通費は、実費を支払う。

(給与期間及び支払日)

第 5 条 給与期間は、当該月の月末締めとし、給与は翌月 5 日に支払う。ただし、支給日が休日にあたるときはその前日に支払う。

(給与の支払い方法)

第 6 条 給与は、現金で支払うものとする。

第 2 章 休暇中の給与

(年次有給休暇の取扱)

第 7 条 非常勤スタッフが年次有給休暇を取得した場合には、通常の賃金を支払う。

(慶弔休暇の取扱)

第 8 条 年次有給休暇における慶弔休暇は、有給とする。

(欠勤の取扱)

第 9 条 本人の疾病等やむを得ない理由で欠勤したときは、次の取扱いとする。

① 勤務年数が 1 年未満の場合

出勤日数に日割単価を乗じた金額を当該月の給与として支給する。

② 勤務年数が 1 年以上の場合

欠勤当該月においては、第 3 条に基づく給与を支給する。

(業務上傷病による休業の取扱)

第 10 条 業務上の傷病または通勤災害により休業した者が、労働基準法および労働者災害補償保障法の定めによって保険給付を受けるときは、給与は支給しない。

(休職期間の取扱い)

第 11 条 休職期間中は、原則として給与を支給しない。ただし、法人都合による休職の場合には給与の全額または一部を支給することがある。

付 則

この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。